

令和8年度

五城目町職員(一般行政社会人経験者)採用試験 受 験 案 内

受付期間 令和8年 8月5日(水) ～ 8月26日(水)

試 験 日 (第1次試験) 9月20日(日)

試 験 場 秋田県市町村会館

問い合わせ

申込書請求

受験申込み

五城目町役場 総務課 職員採用担当

電話:018-852-5332

〒018-1792 五城目町西磯ノ目一丁目1番地1

五城目町職員採用試験を次のとおり行います。

1. 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員	職 務 内 容
一般行政 (社会人経験者)	若干名	・ 一般的な行政事務に従事します。

2. 受験資格

(1) の資格を有し、(2) の欠格事項のいずれにも該当しない者であれば受験できます。

(1) 受験資格

一般行政 (社会人経験者)	① 昭和56年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者 ② 学校教育法による高等学校以上の学校を卒業した者 ③ 民間企業等における職務経験を平成31年4月1日から令和8年4月1日までの間に3年以上有する者。
------------------	---

※ 職務経験について

- ・ 民間企業等における職務経験には、会社員、自営業者、アルバイト、パートタイマー、公務員等としての経験が該当します。また、財団法人、社団法人、NPO法人等の経験も含まれます。
- ・ 3年以上とは、それぞれの企業・団体等で休憩時間を除き、週30時間以上の勤務を2年以上継続し、これらの経験が通算で3年以上であることを要します（同時期に複数の企業・団体等に勤務していた場合は、労働契約の相手方が同一である場合を除き、いずれか一方の勤務期間のみを職務経験とします）。

(2) 欠格事項

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない者
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 五城目町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3. 試験の方法

試験は第1次試験、第2次試験及び資格調査とし、第2次試験は第1次試験合格者に対してのみ行います。

(1) 第1次試験

＜教養試験＞	
問題形式	出題分野
5 枝択一式 40 題・1 時間	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認する基礎的な出題 ※特別な対策や勉強は不要です。
＜検査（性格特性診断）＞	
150 題・20 分	公務員に求められる資質に関する性格特性検査

(2) 第2次試験

試 験	方 法
口述試験	個別面接により主として人物についての試験
作 文	主として文章表現力等についての試験
身体検査	提出を求める健康診断書により職務遂行に必要な健康度を有するかについての検査

(3) 資格調査

資 格 調 査
受験資格の有無及び申込書記載事項の真否について調査します。 なお、受験者の個人情報とは、職員採用試験及び職員として採用された後の人事管理にかかわる事務に利用することを目的として収集するものであり、個人情報保護法に基づき適正に管理するとともに、目的以外のために使用することはありません。

4. 試験日及び場所

区 分	第 1 次試験	第 2 次試験
日 時	令和 8 年 9 月 2 0 日 (日)	第 1 次試験合格者に通知します。
受付開始	午前 9 時	
試験説明	午前 9 時 4 5 分～午前 1 0 時	
教養試験	午前 1 0 時～午前 1 1 時	
検 査	午前 1 1 時 1 0 分～午前 1 1 時 3 0 分	
場 所	(住 所) 秋田市山王四丁目 2 - 3 (会場名) 秋田県市町村会館	

※試験説明開始時刻に遅れた場合は、受験できません。

また、試験中の携帯電話の使用（時計代わりの使用を含む）は認めません。

5. 合格者発表

第 1 次試験合格者発表	令和 8 年 9 月下旬	五城目町役場前掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。
最終合格者発表	令和 8 年 1 0 月下旬	

6. 合格から採用までの経路

- (1) 最終合格者は任用候補者名簿に登載され、そのうちから採用者が決定されます。
- (2) この名簿からの採用は、令和 9 年 4 月以降の予定です。

7. 給 与

初任給は原則として現行では大卒程度 2 3 3, 8 4 4 円、高卒程度 2 0 1, 8 9 2 円ですが、学校卒業後の経験年数のある者にはそれに応じてさらに増額されます。このほか給与条例の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当が支給されます。

8. 受験手続及び受付期間

(1) 試験申込書の請求

試験申込書は役場総務課職員採用担当に請求してください。郵便で請求する場合は封筒の表に、「職員採用試験申込書請求（E）」と朱書きし、宛先を明記して 1 8 0 円切手を貼った返信用封筒（角形 2 号）を必ず同封して簡易書留等で郵送してください（※普通郵便での送付による事故には対応できません）。

(2) 申込手続

- ① 持参の場合 試験申込書及び自己紹介書に所要事項を全部記入し、申込書の受験票部分には最近撮影した上半身、脱帽、正面向き、縦6センチ、横4.5センチの写真1葉を貼って、役場総務課職員採用担当宛に提出してください。
- ② 郵送の場合 ①と同じものと宛先を明記した110円切手を貼った返信用封筒（長形3号）を必ず同封して、封筒の表に「職員採用試験申込（E）」と朱書きして簡易書留で郵送してください（※普通郵便での送付による事故には対応できません）。**受験日の1週間前までに受験票が届かない場合は、必ずお問い合わせください。**

(3) 受付期間

令和8年8月5日（水）～8月26日（水）

申込は土曜日・日曜日・祝祭日を除く午前8時30分～午後5時までです。

郵送の場合は8月26日（水）までに届いたものに限り受付いたします。

(4) 提出書類等

- ① 試験申込書及び自己紹介書 各1部（所定の用紙を使用すること。）
- ② 受験料 不要

9. 試験結果の開示

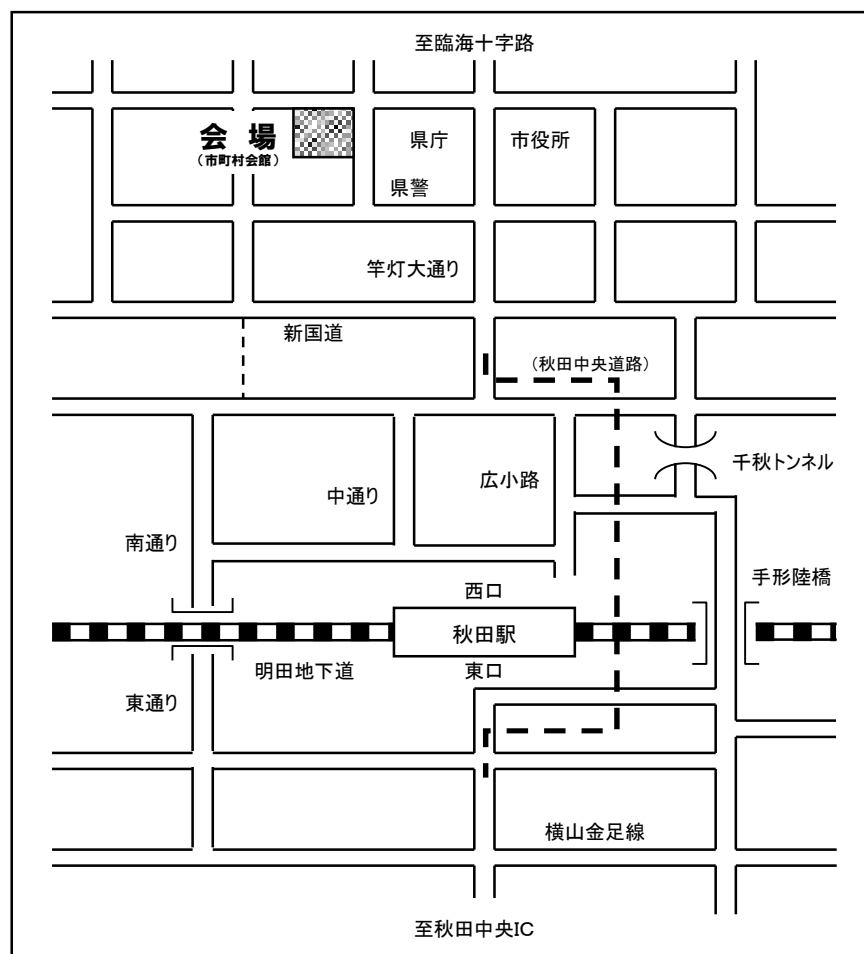
- (1) この試験の結果については、本人が口頭で開示を請求することができます。
- (2) 電話やはがき等による請求はできません。
- (3) 受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持参の上、土曜日・日曜日・祝祭日を除く午前8時30分～午後5時までの間に総務課職員採用担当へ直接おいでください。
- (4) 第1次試験の開示は、不合格者に対してのみ行い、第1次試験の総合得点、試験種目別得点及び総合順位の開示とし、第1次試験合格発表の日から1か月間とします。
- (5) 第2次試験の開示は、第2次試験受験者に対して行い、総合得点、試験種目別得点及び総合順位の開示とし、最終合格発表の日から1か月間とします。

10. その他

- (1) 申込を受理した場合、申込者に対し受験票を交付します。
- (2) この試験の第1次試験は「秋田県町村等職員採用統一試験」として、秋田県町村会に委託し、他の自治体等と同一会場で行われます。

秋田県市町村等職員採用統一試験会場

秋田県市町村会館（秋田市山王4丁目2－3）



※駐車場及び駐輪場はありませんので公共交通機関等でご来場ください。

■公共交通

秋田駅(西口)バスターミナル

中央交通線、臨海営業所線、県立プール線、寺内経由土崎線、サンパーク線 ・ 所要時間約15分

…「県庁市役所前」下車 ・ 徒歩3分

新屋西線 ・ 所要時間約15分 …「市町村会館前」下車 ・ 徒歩1分